

石川県中小企業者等支援に関する連携協定の一部変更について

令和4年8月31日付で中小企業庁及び経済産業省中部経済産業局（以下「甲」という。）並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「乙」という。）と石川県（以下「丙」という。）との間で締結した石川県中小企業者等支援に関する連携協定（以下「原協定」という。）について、甲、乙及び丙の同意を以て、一部を以下のとおり変更する。

記

1. 原協定第2条の連携協力事項の「(6) 下記の支援機関との連携促進」を「(7) 下記の支援機関との連携促進」に、「(7) その他前条の目的を達成するために必要な事項」を「(8) その他前条の目的を達成するために必要な事項」に変更し、「(6) 防災対策の強化及び大規模災害時の支援協力」を追加する。
2. 原協定第4条の協定の有効期間を「本協定の有効期間は締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙丙いずれからも申し出がないときには、更に1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。」に変更する。
3. その他条項については、原協定のとおりとする。
4. この変更は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月22日